## 容器包装リサイクルシステム E U指令

1	
法律	包装および包装廃棄物に関する欧州議会および理事会指令 (European Parliament and Council Directive 94/62/EC of 20 December, 1994 on packaging and packaging waste) 1994年12月 加盟国国内法によって施行
対象製品	全ての包装材
リサイクルシステム	EU の包装廃棄物に関する指令は、一部の国(ドイツ、フランス等)が既に包装廃棄物に関する政令と政令に基づく進んだリサイクルシステムを構築・運用していたため、EU としての包括的な指令の作成にあたって、加盟国間の意見の調整が難航した。このため、他のリサイクル関連の EU 指令では関係者の義務や役割について具体的に言及しているのに対して、本指令は加盟国政府に対するリサイクルシステムの構築、目標提示といったガイドライン的な内容となっている。 <eu 指令におけるリサイクルシステム・フロー=""> 回収主体は、包装廃棄物を適切な方法で消費者から回収する 再生主体は、収集された包装廃棄物を再使用、再生する 加盟国政府は、リサイクル状況をモニタリングし、欧州委員会へ実績を報告する  E U委員会  「加盟国政府」 「関連政府」 「関連政権」 「関連政権 「関連政権」 「関連政権」 「関連政権」 「関連政権」 「関連政権」 「関連政権」 「関連政権」 「関連政権 「関連政権」 「関連政権」 「関連政権」 「関連政権」 「関連政権」 「関連政権」 「関連政権」 「関連政権」 「関連政権 「関連政権」 「関連政権」 「関連政権 「関連政権」 「関連政権」 「関連政権 「関連政権」 「関連政権」 「関連政権」 「関連政権 「関連政権」 「関連政権 「関連政権」 「関連政権 「関連、関連、 「関連、関連、 「関連、 「関連、 「関連、 「関連、 「関連、</eu>
	加盟国政府の役割
加盟国の義務 および役割	リサイクル目標達成のための計画と数値目標の作成、実施状況に関する欧州委員会への報告義務(欧州議会が5年毎にレビュー、改定)目標達成のための具体的な措置、回収、再生、リカバリー・システムの創生包装のリサイクルに関する表示および識別システムの整備自国リサイクルの現状に関するデータシステムの構築、情報公開包装のライフサイクル分析などにおける基準の統一リカバリー及びリサイクル目標加盟国では、国内において以下の目標を達成するための必要な措置を講じる。 1.各国国内法の施行後5年以内に包装廃棄物については重量換算で最低50%、最高65%をリカバリーすること* 2.包装廃棄物に含まれる包装材料の総量については重量換算で最低25%最高45%が、また各々の包装材料については重量換算で最低15%をリサイクルすること* 3.各国国内法の施行後10年以内に1及び2のリサイクル・リカバリー目標を欧州理事会による審査を受け、強化すること*(ギリシア、アイルランド、ポルトガルを除く)

		生産者の役割に関する具体的な言及はない
生産者の役割	回収への 関与	・ただし、同指令に規定される措置の展開と実施のためには、生産、輸入、使用及び 流通に関係する者は、廃棄物に対する責任を負うことが不可欠であるとともに、こ の指令に規定される措置を加盟国が達成するため、全ての関係者の密接な協力が必 要であるとしている。
	リサイクル への関与	加盟国では、国内の回収・再生システムを構築するため、以下の措置を行う・包装や包装廃棄物の処理を最適化するため、最終消費者から使用済み包装廃棄物を回収し、再使用、再生、リカバリーを行う。・関係事業者や公的機関が回収・再生システムに参画することを確保する・輸入商品を含め全ての包装及び包装廃棄物に適用できる回収・再生システムとするため、通商上の障壁や包装される商品の安全性、財産権の保護などを考慮し、障害となるものを回避する
	費用負担	・言及なし
	製造設計	・包装のライフサイクル分析のための基準の統一 ・包装のリサイクルに関する表示および識別システムの整備
	情報提供	<ul><li>(消費者に対して)</li><li>・回収・再生システムに関する情報</li><li>・包装使用者の役割に関する情報</li><li>・包装物のリサイクル表示の意味などに関する情報</li><li>(加盟国政府に対して)</li><li>・回収・リサイクルに関する国内データベース作りへの協力</li></ul>
関係者の役割		・生産、輸入、使用及び流通に係る全ての関係者は、協力して国内の回収・再生シス テムの構築に協力する

<sup>\*</sup> 包装に関連する「事業者」とは、包装材料の提供者、包装の製造業者及び加工業者、充填業者及び使用業者、輸入業者、取引業者及び流通業者、公の機関ならびに法律の定める組織(3条-11)